政　令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十五号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十一月二十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十六号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十一号）の施行に伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正）

第一条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「含む。）」の下に「、第二十七条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）」を、「軌道運送高度化実施計画」の下に「、地域公共交通再編実施計画」を加える。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項の表の上欄中「第五十二条第二項」の下に「、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の六第七項」を加える。

附　則

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十日）から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三